

# 山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務委託に係る公募型プロポーザル実施要領

## 1 目的

この要領は、山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務委託に係る受託者を選定するためのプロポーザルに関して必要な事項を定める。

## 2 業務の概要

### (1) プロポーザルの名称

山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務

### (2) 委託期間

#### ア 道路台帳管理システム再構築業務

契約締結日の翌日から令和7年3月31日まで

#### イ 道路台帳管理システムデータ保守運用業務

令和7年4月1日から令和12年3月31日まで

### (3) 業務内容

別紙「山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務仕様書」(別紙1)のとおり

### (4) 提案上限額

#### ア 道路台帳管理システム再構築業務

9,400,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

#### イ 道路台帳管理システムデータ保守運用業務

104,115,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※上記金額は保守運用期間を通じての契約金額の総上限額であり、各年度の支払い限度額は20,823,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)である。

## 3 参加資格

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件(1)から(6)をすべて満たす者とする。

### (1) 競争入札参加資格登録、及び「登録業種」又は「登録営業種目」

ア 公告日の前日において、建設コンサルタント業務等の競争入札参加資格及び登録を定めた告示(令和4年12月13日山口市告示第226号)に規定する入札参加資格を、次(①、②)のいずれの業種についても有していること。

①測量業務のうち、測量一般部門、地図の調製部門

②土木関係建設コンサルタント業務のうち、道路部門

イ 公告日の前日において、物品・業務委託等に係る契約の競争入札参加資格及び登録を定めた告示(令和3年12月13日山口市告示第231号)に規定する入札参加資格

を、次(①、②)のいずれの営業種目についても有していること。

- ①「59 業務委託(コンピューターサービス)」のうちの「01 システムの設計・開発」
- ②「59 業務委託(コンピューターサービス)」のうちの「02 システムの保守・維持・運用管理」

## (2) 所在地

公告日の前日において、市内業者又は準市内業者(本店又は支店、営業所若しくはこれらに準ずる事務所を山口市内に有する者をいい、競争入札参加資格登録の区分が「市内」又は「準市内」である者に限る。)であること。

## (3) 同種・類似契約実績

公告日の前日から起算して過去3年以内に、以下の要件を満たす地方公共団体への道路台帳管理システムの構築、又はリプレイス(再構築)を元請負人として受注し実施した実績を有すること。

ただし、リプレイス(再構築)については、システムのバージョンアップ、又は機器の入れ替え等、システム構築を含まない業務は実績として認めない。

- ア 人口12万人以上である。
- イ 認定市道の実延長が900km以上である。
- ウ 認定市道路線数が1,400路線以上である。

## (4) 技術者配置

次のいずれの要件も満たす技術者(プレゼンテーションの実施日の3箇月以上前から入札参加希望者との雇用関係が継続している者に限る。)を配置すること。

なお、各技術者の兼任は認められない。

- ア 管理技術者：測量士又は応用情報技術者の資格を有する者。
- イ 照査技術者：空間情報総括監理技術者の資格を有する者。
- ウ 担当技術者：道路管理行政全般に渡る事務課題の解決を支援する知見・経験を有する者。

## (5) 資格・登録等

契約拠点及び作業拠点のすべてにおいて、以下の認証を取得していること。

- ア ISO9001(品質マネジメントシステム)
- イ ISO27001(情報セキュリティマネジメントシステム)
- ウ ISO27017(クラウドサービスセキュリティ)
- エ SIO55001(アセットマネジメントシステム)
- オ JISQ15001(プライバシーマーク)

## (6) その他

- ア 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号）第 167 条の 4 の規定に該当する者でないこと。
- イ 公告日からプレゼンテーションの実施日までの間のいずれの日においても、山口市入札参加資格者に係る指名停止措置要領に基づく指名停止を受けていないこと。
- ウ 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づく再生手続開始の申立てがなされている者（更生手続開始の決定又は再生手続開始の決定を受けた者を除く。）でないこと。

#### 4 プロポーザル参加意向申出書の提出

本プロポーザルへの参加を希望する者は、下記のとおり提出すること。

##### (1) 提出書類

- ア 参加意向申出書（様式第 1 号）
- イ 業務受注実績調書（様式第 4 号）
- ウ 予定管理技術者及び照査技術者並びに認証状況調書（様式第 5 号）
- エ 予定担当技術者調書（様式第 6 号）

##### (2) 提出方法

電子メール又は持参（提出期限内必着）

※電子メールによる提出の場合、件名は「山口市道路台帳管理システムに係る参加意向申出」とし、送信後電話による受信確認を行うこと。

##### (3) 提出期限

令和 6 年 8 月 8 日（木）正午まで

※ 持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前 9 時から午後 4 時まで。

##### (4) 提出先

山口市都市整備部道路管理課（doukan@city.yamaguchi.lg.jp）

##### (5) 参加資格の通知等

参加意向申出書の提出があった者については、その参加資格を確認し、令和 6 年 8 月 13 日（火）までに参加資格の有無を電子メールにて通知する。また、参加資格を有する者には、併せて提案書の提出を要請する。

#### 5 質問の受付及び回答方法

質問がある場合は、下記のとおり提出すること。

##### (1) 質問の提出方法

- ア 提出書類
  - 質問書（様式第 2 号）
- イ 提出方法

電子メール（受付期限内必着）

※ 件名は「山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務に係る質問」とすること。

※ 質問受付期限後の質問や電子メール以外による問合せについては回答しない。

ウ 受付期限

令和6年7月31日（水）正午まで

エ 提出先

山口市都市整備部道路管理課（doukan@city.yamaguchi.lg.jp）

(2) 質問に対する回答方法

質問に対する回答を集約し、質問者名をふせて、令和6年8月2日（金）までに本市公式ウェブサイト（<https://www.city.yamaguchi.lg.jp>）に掲載する。

ただし、簡易な質問等については、市公式ウェブサイトに掲載せず、電話等により個別に回答する。

## 6 提案書等の提出

(1) 提出書類

ア 提案書等提出文書（様式第3号）

イ 提案書（任意様式）

ウ 見積書（任意様式）

エ 山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務積算書(様式第7号)

※別紙2「見積書作成要領」を参照して作成すること。

オ 道路台帳管理システム要求機能表（様式第8号）

※「対応可否」欄に入力したものを提出すること。

カ 会社概要（任意様式）

※ パンフレット等で可

(2) 書類作成上の留意事項

ア 企画提案書は表紙及び目次を除く20ページ以内とすること。

イ 資料は原則A4版で作成すること。資料の都合上、部分的にA3版を使用する場合には、片袖折にして綴じ込むこと。（A3版を使用する場合は1枚を2ページとして数えること。）

ウ 記載内容について図や表を用いて明瞭かつ具体的な記載をし、専門知識を有しない者でも理解できるように配慮すること。

エ 専門用語や略語に関しては、脚注により定義又は説明を付記する等、わかりやすい記載を心がけること。

オ 文字サイズは10ポイント以上とすること。ただし、図表中に仕様する文字についてはこの限りでない。

カ 提出書類一式をア～カの順に並べてファイルに綴じ、インデックスを貼ること。

(3) 提出方法

持参又は郵送（提出期限内必着）

※ 郵送の場合は、書留郵便又は配達証明できるものに限る。

(4) 提出期限

令和6年8月30日（金）正午まで

※ 持参による場合の受付は、土曜日、日曜日及び祝日を除く、午前9時から午後4時まで。

※ 期限後の提出は受け付けない。

(5) 提出先

山口市都市整備部道路管理課

※ 送付先住所は「12 問合せ先」を参照すること。

(6) 提出部数

正本1部、副本12部

※ 見積書は正本1部のみで可

(7) その他

プロポーザル参加意向申出書を提出しても、提出期限までに提案書等の提出がない場合は、参加を辞退したものとみなす。

## 7 協定締結候補者の選定

(1) 選定方法

提案書等及び提案書に係るプレゼンテーションを踏まえ、あらかじめ定めた提案の評価基準に従い、「山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務に係る評価委員会」（以下「評価委員会」という。）において審議し、最も高い評価点数を得た者を協定締結候補者として選定する。

ただし、最も高い評価点数が、当市の求める最低水準（得点総計の6割）に達していないと判断された場合は、この限りではない。

また、最も高い評価点数を獲得した提案者が複数となった場合は、各評価委員の最高評価点を獲得した数が多い提案者とし、この場合においても同数となった場合には、同数の提案者の中から、多数決により選定する。

なお、応募者が5者を超える場合、評価委員会は応募書類による書面審査を行い、プレゼンテーションの対象とする応募者をあらかじめ選定することができるものとする。この場合、書面審査の結果を全ての参加意向申出者に対して通知するとともに、プレゼンテーション審査を実施する参加意向申出者に対しては、その旨を通知する。

(2) 評価基準

「山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務企画提案書評価基準」

(別紙3)に基づき、提案書等及びプレゼンテーションの内容を踏まえ評価を行う。

### (3) プレゼンテーションの実施

#### ア 開催日時・場所

令和6年9月13日(金)(予定) 山口市役所本庁舎内会議室(山口市亀山町2番1号)

※ 日時・場所の詳細については、提案者数等により変更する必要があるため、別途通知する。

#### イ 出席者

3名以内

#### ウ 実施時間

45分以内(プレゼンテーション30分以内、質疑応答15分以内)

#### エ その他

- ① プレゼンテーションの順番は提案書等の提出順とする。
- ② スクリーン、プロジェクター(又はモニター)については、本市において用意する。なお、プロジェクターに接続するパソコン等は、提案者において用意すること。また、本市においてプレゼンテーション会場のインターネット環境は用意しないため、インターネット環境については、必要に応じて提案者において用意すること。
- ③ プレゼンテーションは、提出した提案書に基づいて行い、提案するシステムのデモンストレーションを行うこと。また、デモンストレーションを除き、追加での提案説明や資料配布は認めない。
- ④ プレゼンテーション、ヒアリング及び審査は非公開とする。

### (4) 審査結果の通知

選定結果については、プレゼンテーション及びヒアリングを行った全事業者に通知するほか、本市公式ウェブサイトで公表する。なお、結果通知(7(1)の書面審査による選定結果を含む。)の内容に対する異議申立てには一切応じない。

## 8 プロポーザルの無効

次のいずれかに該当した場合は、無効とする。

- (1) 提案書等の必要書類を提出期限内に提出しない場合
- (2) 提案書の提出時から協定締結までの期間に、応募者が「3 参加資格」で定める参加資格を満たしていないことが明らかになった場合
- (3) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (4) 選定結果に影響を与えるような不正な行為があった場合
- (5) 前各号に定めるもののほか、著しく信義に反する行為等があった場合

## 9 契約の締結

- (1) 本プロポーザルで選定した受託候補者と協議し、契約を締結するものとする。
- (2) 提案内容については、そのまま実施されるものではなく、協議の上、改めて決定するものとする。
- (3) 受託候補者が参加資格を満たさないことが判明した場合、失格事項に該当した場合又はその他の理由により契約の締結が不可能となった場合は、選定結果次点者と順次交渉するものとする。

## 10 選定スケジュール（予定）

項目	日程
実施要領の公表	令和6年7月24日（水）
参加意向申出書受付	令和6年7月24日（水）から8月8日（木）
質問の受付	令和6年7月24日（水）から7月31日（水）
質問に対する回答期限	令和6年8月2日（金）
参加資格確認結果の通知	令和6年8月13日（火）
提案書の受付	令和6年8月19日（月）から8月30日（金）
プレゼンテーション	令和6年9月13日（金）（予定）
選定結果通知	令和6年9月中旬
契約締結	令和6年9月下旬（予定）

## 11 その他留意事項

- (1) 提案者は、複数の提案をすることはできない。
- (2) 提案に要する一切の費用は、提案者の負担とする。
- (3) 提案者は、参加意向申出書の提出をもって、実施要領等の記載内容及び条件を承諾したものとみなす。
- (4) 提出書類は返却しない。
- (5) 提出期限以後の書類の提出、再提出、記載内容の修正及び変更は認めない。
- (6) 本プロポーザルに係る情報公開請求があった場合は、山口市情報公開条例に基づき、提出書類を公開する場合がある。
- (7) 提出書類に虚偽の記載をし、プロポーザルが無効とされた場合、その者に対し指名停止措置を行うことがある。
- (8) 提案者が1者の場合でも本プロポーザルを実施する。

## 12 問合せ先

山口市都市整備部道路管理課

住 所：〒753-8650 山口市亀山町2番1号

電話番号：083-934-2835

FAX 番号：083-934-2655

E - mail：doukan@city.yamaguchi.lg.jp

### 13 配布資料

- (1) プロポーザル実施要領（本資料）
- (2) 要求仕様書
- (3) 別紙
  - ア 特記仕様書（別紙1）
  - イ 企画提案書作成要領（別紙2）
  - ウ 企画提案書評価基準（別紙3）
- (4) 様式
  - ア プロポーザル参加意向申出書（様式第1号）
  - イ 質問書（様式第2号）
  - ウ 提案書等提出文書（様式第3号）
  - エ 業務受注実績調書（様式第4号）
  - オ 予定管理技術者及び照査技術者並びに認証状況調書（様式第5号）
  - カ 予定担当技術者調書（様式第6号）
  - キ 山口市道路台帳管理システム再構築及びデータ保守運用業務積算書(様式第7号)
  - ク 道路台帳管理システム要求機能表（様式第8号）